

出 藍

一般
社団法人 中津青色申告会



「勇壮な武将柄タペストリー」



しゅつらん
— 出藍のほまれ —

藍あい(草の名)を原料としてとった青色がもとの藍より青いように、
弟子がやがてその師よりもすぐれた者になるたとえ。

発行／(一社) 中津青色申告会会報委員会

〒871-0055 大分県中津市殿町 中津商工会館3F TEL. 0979-23-0364
FAX. 0979-23-0470

重 良



森重良 (中津税務署長)

年齢：59歳
出身地：宮崎県
前任地：東京国税不服審判所
趣味：神社仏閣巡り
座右の銘：人間至る所青山あり

この度の定期人事異動により、東京国税不服審判所審判第三部審判官から中津税務署長に着任いたしました森重でございます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症につきまして、発生から1年以上が経過しましたが、依然として各地で感染者が確認されるなど予断を許さない状況が続いており、一般社団法人中津青色申告会の会員の皆様の事業への影響も少なくないものと考えております。一日も早い感染拡大の収束を心よりお祈り申し上げます。

私自身、今回初めて中津税務署での勤務となりますが、中津市は県北の中核都市として古くから栄え、福澤諭吉旧居や国の重要文化財である五百羅漢などの石仏群が安置されている羅漢寺、日本遺産に認定された「やばけい」など多くの名所旧跡を有するなど、全国でも有数な観光地

であるとともに、中津港を中心とした自動車等関連企業の集積を誇り、また、東九州自動車道の全線開通により、北部九州での流通拠点として、今後一層の発展が期待されております。
このような輝かしい歴史・伝統と産業の調和をなす中津市で勤務できますことを大変光栄に思っております。

一般社団法人中津青色申告会の会員の皆様方には、日ごろから税務行政の円滑な運営に對しまして、深い御理解と多大なる御協力を賜っておりますことを厚く御礼申し上げます。皆様方におかれましては、日頃からの経営につきまして創意工夫を凝らし御努力いただいていることに加え、「納税者自らの正しい記帳による、正しい申告と納税」という申告納税制度の趣旨にも御理解いただき、青色申告の普及・納税道義の高揚e-Taxの普及・拡大並びに会員の経営や地域社会の健全な発展等に大きく寄与されています。

このような貴会の活動は、申告納税制度の目的が正しく理解され、申告納税義務が適切に履行されるためには極めて重要なものであり、大変心強く思いますとともに、改めまして、会員皆様方の御熱意と御努力に深く敬意を表する次第であります。私どもとしましても、今後でもできる限りの支援をさせていただきますが、貴会の活動がますます充実したものと成るよう、皆様との連携・協

調を図り、強固な信頼と協力関係をもって取り組む所存であります。
また、令和5年10月から、適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入される予定であり、本年10月には、適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されました。

私どもは、インボイス制度の円滑な導入に向けて、事業者の皆様への理解を深めていただき、それぞれの事業の実態に応じた対応や準備を進めていただくことが重要であると考えております。
一人でも多くの皆様に各種施策や制度等の内容を御理解いただけるよう、今後も周知・広報に取り組んでまいりますので、皆様方におかれましては、今後とも税務行政の円滑な運営に對する一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。
さて、年が明けますと間もなく確定申告が始まります。

令和3年分の確定申告相談体制につきましても新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、昨年同様申告相談会場内における密及び長時間滞在を避けるため、様々な施策を講じることが強く求められると考えております。

私どもは、円滑な税務行政の実現及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に資するために、これまでに以上に、e-Taxやスマホ申告などのICTを利用した自宅等からの申告の更なる推進及びダイレクト納付をはじめとするキャッシュレス

納付の利用拡大などの周知・広報に積極的に努めてまいりたいと思っておりますので、皆様方におかれましては、税務行政の良き理解者として引き続き、会員の皆様方が「正しい申告」が出来る環境の醸成に御協力賜りますようお願い申し上げます。
最後になりましたが、一般社団法人中津青色申告会の益々の御発展と会員の皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄を祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。

今年七月の異動で着任された個人課税部門のお二人です。
よろしくお願ひします



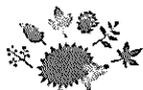
三 禎 吉本
個人課税部門 統括国税調査官

年齢：60歳
出身地：大分県国東市
前任地：宮崎税務署
趣味：ドライブ
今一番気になること：コロナの終息



あべ 淳
個人課税部門 上席国税調査官

年齢：59歳
出身地：大分県大分市
前任地：大分税務署
趣味：旅行
今一番気になること：痩せること



女性部会コーナー



おかずの種類豊富な「ほのぼのの定食」



楽しい時間を過ごしました。

ほのぼのの茶屋で親睦会!

紅葉シーズンまっただ中の11月12日(金)に耶馬溪町山移の「ほのぼのの茶屋」で、ランチをいただきながら親睦会を行いました。お料理はほうじ茶入りのごはんに団子汁、地元の野菜等が使われた煮物や天ぷら、どれも素材の味が活かされた優しい味でとても美味しくいただきました。しばらくぶりの親睦会で皆さんの会話ははずみ楽しい食事会となりました。昼食後、一目八景に行った



溪石園の見事な紅葉 -きれいな色をお見せできないのが残念です-

後、メイプルファームロード耶馬を通り立羽田の景まで足を延ばし、最後に溪石園に行き色づいた紅葉を楽しみ帰路につきました。

女性部会員募集中 お問合せ・お申し込みは事務局まで ☎ 23-0364



e-Tax (電子申告) ご利用のお願い

当会では、e-Taxでの申告を推進しており送信件数は皆様のご協力により年々増加しております。e-Taxが初めての方でも、事務局のパソコンから申告書等の送信ができますので、まだご利用されていない方もお気軽にお申し出下さい。

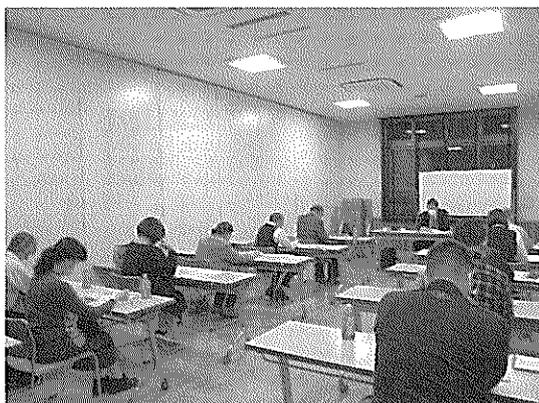
本年も、e-Taxでの申告にご協力をお願いいたします。



表彰状を手に中村総務課長さんたちと記念撮影

11月11日(木)中津税務署にて今年度の納税表彰式が行われ、当会より土門良三理事が受賞されました。誠にありがとうございました。

土門良三 理事
(牛神・看板)
中津税務署長表彰受賞
おめでとうございました。



皆さん熱心に聞き入っていました

インボイス制度講習会開催

11月5日、15日に中津市教育福祉センターにおいて、中津税務署個人課税部門吉本統括官を講師に「インボイス制度講習会」を開催しました。令和5年10月1日より導入される「インボイス制度」について、事前に必要な「適格請求書(インボイス)発行事業者」となるための登録手続きなど基本的な部分の説明をして頂きました。

インボイスって?



新型コロナウイルス関連のお知らせ

個人事業者のための月次支援金

給付対象

- ① 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること。
- ② 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された10月が措置の影響を受けて月間売上が2019年又は2020年の10月と比べて50%以上減少していること。

給付額

2019年又は2020年の10月の売上-2021年10月の売上 上限 10万円

申請期間

2022年1月7日(金)まで

※月次支援金を初めて申請する場合、登録確認期間での事前確認(中津青色申告会でできます)が必要です。事前確認の期限は12月28日(火)です。

中津市がんばる中小企業者等緊急応援金

～中津市HPより抜粋～

新型コロナウイルス感染拡大により影響を受け、売上が減少する中、事業活動の継続に取り組まれている市内の中小企業者等に対し、緊急応援金を交付します。

交付対象者

- ① 中小企業者等であること。
- ② 市内にて事業を営んでいること。
- ③ 原則として、令和3年8・9月の売上合計が前年または前々年同月の売上合計比で20%以上減少していること。
- ④ 応援金の交付を受けた後も事業を継続する意思があること。

緊急応援金交付額

令和3年8・9月の売上合計と前年または前々年同月の売上合計の差額

応援金上限： 個人事業者 **10万円**

申請期間

令和3年12月28日(火)まで

申請手続きやパソコン等がなくて申請出来ない方のために事務局が申請のお手伝いをいたしますので、ご相談ください。又、事務局にお見えになる場合は電話にてご予約をお願い致します。※相談料は無料です。

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心安全 国がつくった 小規模企業共済 こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

① 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

② 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

③ 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、年金料や災害料などに事業資金等の貸付けが受けられます。

他にもこんな特徴があります。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・契約者年金の受給権は、国税等滞納の返還金以外には差押禁止債権として保護されます。

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 [受付時間] 平日 9:00~17:00

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

小規模共済



加入・資金のご質問は
こちらをクリック
して利用いただけます
チャットで質問可能です



事務局からのお知らせ



所得税の決算・申告相談は 予約制です。

R4.3/7~3/15は
申告相談料：
40分毎 1,000円

R3年分確定申告『申告相談予約のお知らせハガキ』は個別発送しません。
昨年同様、電話でご予約のうえ申告、相談においでください。
また、令和4年3月7日(月)以降は申告相談料を頂戴しますので、申告はお早めに。

顧問税理士「税金なんでも個別相談会」(予約制)

日 に ち	時 間	場 所
R3年12月15日(水)	いずれも 午後1時~3時	事務局
R4年1月12日(水)、26日(水)		
2月2日(水)、9日(水)、16日(水)		
3月2日(水)		
顧問税理士	石井康司 先生 (南九州税理士会中津支部)	

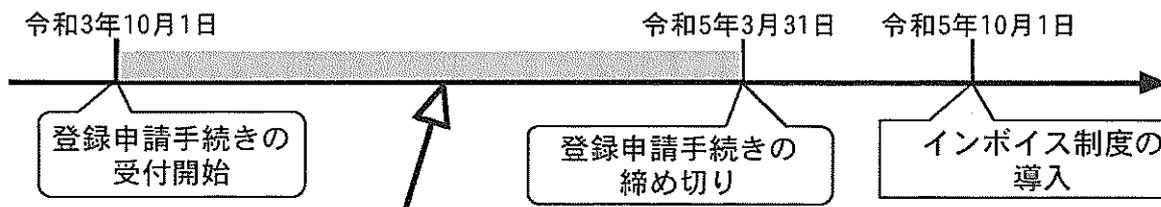


- 所得税はもちろん、株や土地を売った方(取用も含む)や贈与税のことなどなんでもご相談できます。必要書類をご持参ください。
- 個別に相談をお受けしますので、事前にお申し込みください。(TEL 23-0364)

令和5年10月1日から 「インボイス制度」導入

インボイス制度(適格請求書等保存方式)は課税事業者だけでなく、消費税の納税が免除されてきた免税事業者にも事業経営に大きな影響があるかもしれない消費税の制度改正です。制度の施行スケジュールを確認しつつ早めに必要な準備・検討を進められることをおすすめします。

詳しくは事務局までお問い合わせ下さい。(TEL 23-0364)



◎令和5年10月1日から登録を受けるためには、
原則**令和5年3月31日までに登録申請書を提出**しなければなりません。

詳細は国税庁HP『消費税インボイス制度』特設サイトをご覧ください。

専従者給与等の『年末調整』をお忘れなく!!

専従者給与等を支払っている事業所は、必ず『年末調整』を行い、源泉所得税及び復興特別所得税を納めなければなりません。(納税額が0でも納付書の提出は必要です)

源泉税等の納期限は…

- 特例の方は令和4年1月20日(木)まで
- ※但し、毎月納付されている方の納期限は、1月11日(火)です。

源泉徴収票や合計表などの法定調書の提出期限は令和4年1月31日(月)まで

償却資産申告書の提出もお忘れなく!!

市役所に提出する償却資産申告書の提出期限は令和4年1月31日(月)まで

- ★『年末調整』などで、わからない方は事務局へお気軽にご相談ください。
- ☎23-0364 FAX23-0470

表紙作品
「勇壮な武将柄タペストリー」
池口 澄子 作 (会報委員)



ご利用ください。『減価償却資産登録サービス』

『減価償却資産登録サービス』とは、減価償却資産の名称や取得価額を事前に事務局のパソコンに登録しておいて、決算・申告の時に減価償却の計算をし、減価償却の明細表をお渡しするサービスです。(いちいち手書きをする必要がなくなりますよ!) 手数料は無料です。前もって今年の決算書等をご持参下さい。

尚、すでにこのサービスをご利用されている方で、R3年中に新規購入・買い替え・廃棄などがありましたら、事務局までお知らせ下さい。又、新規に車輛を購入された方は計算明細書(車体価格やリサイクル料・諸費用等が明記されているもの)をご持参下さい。

新規入会者 紹介キャンペーン実施中!!

お知り合いの方に個人事業主さんがいらっしゃいましたら、ぜひご紹介下さい。ご紹介頂いた会員様へ感謝を込めて **商品券2,000円分をプレゼントします。** お申し込み方法等、詳細は事務局までご連絡ください。 TEL:23-0364

会計ソフト『ブルーリターンA』

見やすく使いやすさを追求した初心者にやさしい会計ソフトです。

対応OS (基本ソフト) Windows 8.1/10

[Windows11での動作保証開始は2022年1月予定]

会員斡旋価格 27,000円 (3年間の保守契約料9,000円含む 消費税別)

保守契約は毎年の税制改正等に対応したソフトをお届けするものです。全青色ホームページから、まずは無料体験版でお試し下さい。

URL <http://www.bluereturna.jp>

事務局来局 予約制について

新型コロナウイルス感染拡大防止の為、来局いただく場合は、三密を避けるため、事前にお電話でご予約頂きますようお願いいたします。

事務局 ☎ 23-0364

マイナンバーカードを作りませんか!

事業主さんのマイナンバーカードを使ってe-Tax(電子申告)ができますし、健康保険証としても利用できるようになりました。この機会にマイナンバーカードを作りませんか。

詳しくは **マイナンバーカード総合サイト** で検索してみてください

